

岩手県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成25年2月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社愛心会	岩手郡滝沢村滝沢字外山 376番地9	デイサービス「ひなたぼ っこ」	岩手郡滝沢村滝沢字外山 376番地9	平成24年12月31日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社愛心会	岩手郡滝沢村滝沢字外山 376番地9	デイサービス「ひなたぼ っこ」	岩手郡滝沢村滝沢字外山 376番地9	平成24年12月31日